

日本語能力試験における 障害者受験特別措置対応の現状と課題

上田和子

〔キーワード〕 日本語能力試験、海外日本語学習、障害者受験者、受験特別措置、
学習権

〔目次〕

はじめに

1. 経緯

1.1 日本語能力試験と障害者受験者

1.2 障害者受験特別措置実施から受験特別措置対応ガイドライン策定まで

2. 受験特別措置対応ガイドライン

2.1 ガイドライン策定準備

2.2 ガイドライン策定上の問題点

2.2.1 受験者の状況をどのように判断するか

2.2.2 具体的な措置と平等性

3. 障害別特別措置対応について

3.1 視覚障害

3.1.1 全盲

3.1.2 弱視等

3.2 聴覚障害

3.2.1 全失聴

3.2.2 難聴等

3.3 運動障害

3.4 学習障害等

4. 受験特別措置希望受験者の増加と海外受験者の特色

5. 課題と展望

はじめに

本稿は日本語能力試験で実施されている「障害者受験特別措置」のなかで、特に海外障害者受験者の場合を中心に、それが実施されるに至った経緯や背景、さらに現在の国際交流基金の

取り組みについて概観するものである。

障害者受験特別措置への取り組みは1994年のブラジルでのケースに遡るが、その後2001年度現在に至るまで、のべ150名余りが障害者受験特別措置の下で日本語能力試験を受験している。1年に20万人余りにのぼる日本語能力試験受験者の中で、障害者受験者はごく限られた少数派であることは間違いない。しかし日本語能力試験のもつ社会的貢献性について、あるいはあらゆる学習者の権利（藤田、2001）⁽¹⁾を考えるうえでも、障害者受験者やそれに対する特別措置は重要な意味を持つものであると考える。

本報告は、国際交流基金、財団法人日本国際教育協会より発行されている『日本語能力試験の概要』、『日本語能力試験 結果の概要』、および国際交流基金試験課における調査の記録を中心に作成した。

1. 経緯

1.1 日本語能力試験と障害者受験者

日本語能力試験は、1984年日本国際教育協会と国際交流基金の共同主催により、日本語を母語としない日本語学習者を対象に、日本語能力を測定し認定することを目的として開始された試験である。国内においては財団法人日本国際教育協会が、国外においては国際交流基金（台湾においては財団法人交流協会）が現地機関の協力を得て実施している。本試験は毎年一回実施されており、当初、国内が約3,000名、海外が約5,000名（海外実施都市数21箇所）の合計約8,000名の応募者規模であったが、2001年には国内約55,000名、海外約216,000名（海外実施都市数89箇所）と、20年足らずの間に内外合わせて応募者27万名を上回る規模の試験へと飛躍的な成長を遂げてきた。

この背景には国内外での日本語学習者数増加と、海外における日本語教育実施国の増加がある。またそれに並行して、海外の初・中等教育機関で外国語として学ぶ者や、日本に定住し第二言語として日本語を学ぶ者の増加など、学習者および学習目的の多様化の進行が指摘されている⁽²⁾。

試験開始以降約10年を経た頃、日本語能力試験の受験希望者の中に身体等に障害を持つ日本語学習者（以下、障害者受験者）という、ある特色を持つ受験者群が現れるようになってきた。障害者受験者には視覚障害（全盲、弱視など）、聴力障害（全失聴、難聴など）、運動障害（病弱、肢体障害などによる筆記能力など運動機能にある障害）、またLD（learning disability）ということばでしばしば表される学習障害を持つ受験者がおり、さらにそれらの障害が重複する受験者が存在する。

1.2 障害者受験特別措置実施からガイドライン作成まで

日本語能力試験の海外実施は、国際交流基金と各国の日本語教育機関、文化交流機関（以下

「実施機関」という) が共催で行っているが、まず 1994 年、ブラジルの実施機関より「脳性麻痺による運動障害を持つ受験者のため、介添人の同室を認めて欲しい」との依頼があった。これが障害者受験者に対する特別措置要請の最初の事例である。この件に関しては現地の実施機関と相談のうえ、現地側で対応可能であれば、という条件の下に措置を認めることとなった。

続いて翌 1995 年、オーストラリアの実施機関より「聴覚障害者の受験に際し、『読話』⁽³⁾による受験措置を依頼する」という旨の要請があった。はたして「読話」という技能が、日本語能力試験が測定対象とする「聴解力」に一致するものなのか、という重要な問いはひとまずおき⁽⁴⁾、12月の受験に向けて早急に措置を検討し、結論を出して相手側に諾否を伝えることが急務であった。この措置は前年度の「介添人同室を認める」という事例に比べ、読話のための聴解問題音読者の手配など、主催者側に対してより具体的な対応を求める要請内容であった。

そこで、できるだけ多くの日本語学習者に受験機会を提供するという日本語能力試験の趣旨や、障害者に対する機会の均等という点、さらにはオーストラリアの各種法規を考慮し、現地の実施機関と相談を行った。そのうえで、受験者が所属大学で試験を受ける際に適応される特別措置などを参考に、「読話」による聴解試験実施を特別措置として行うことに決定した。受験後、特別措置に対する受験者およびその日本語教育指導者からの評価は高く、「学習の励ましとなった、継続的な日本語学習に対し強い動機づけとなった」という反応が戻ってきた。

これら事例への対応を経験することにより、国際交流基金では受験者の障害の種類や程度に応じて適切な措置を検討し、準備にあたる必要性があることを強く認識するようになった。ただし、それら措置の妥当性を確保しておくことも疎かにはできず、診断書などの書類をもとに、事例に応じて障害者教育の専門家に相談して対応方針を決定することとした。

この動きの中、1996年には各国から障害者受験への特別措置依頼が相次いだ。寄せられる要望について個別に対応を検討していたが、ほぼ時を同じくして日本国内の受験でも、視覚障害者に対する特別措置が依頼される動きがはじめ、日本語能力試験の共同主催者である日本国際教育協会と国際交流基金は、まず共同で内外の障害者教育の専門家に受験措置へのアドバイスを求めることとした。ついで1998年には、特別措置要請が国内、国外とも10件をこえ、対応への一定の指針の必要性がさらに強く認識されるようになった(表1 日本語能力試験受験者の推移と受験特別措置の流れ)、(表2 障害者受験特別措置案件数)⁽⁵⁾。

このような流れを受けて、それまで障害の内容によって個別に委嘱していた専門家に、新たに数名の専門家が加わり、日本語能力試験企画小委員会の下部組織として受験特別措置検討部会が設置され(1998年11月)、同部会によって障害者受験対応に関する「受験特別措置対応ガイドライン(以下、ガイドライン)」策定に着手されることになった。

表1 日本語能力試験受験者の推移と受験特別措置の流れ

年度	日本語能力試験障害者受験特別措置関連事項	日本語能力試験実施状況	
		応募者概数 (人)	実施都市数 (箇所)
1984 ～	日本語能力試験開始	8,000	21
1994	ブラジルで運動障害受験者の介添人特別措置実施	98,000	67
1995	オーストラリアで聴力障害者の「読話」での聴解試験実施	106,000	74
1996	受験地や障害の種類が広がり、措置対応検討の必要性が高まる ・イギリスの重度障害受験者に自宅での受験を認める ・ドイツ、オーストラリアの弱視受験者に問題用紙拡大の措置をとる ・ニュージーランドの肢体不自由受験者に時間延長、別室受験の措置をとる 障害者受験特別措置について日本国際教育協会と国際交流基金の共同で検討を開始	114,000	76
1997	オーストラリアの聴力障害者に「ビデオ撮影による読話」での聴解試験を実施	123,000	77
1998	受験特別措置検討部会発足⇒ガイドライン策定着手 国内、海外とも特別措置実施がそれぞれ10件を越える ・中国の全盲の受験者に対し点字受験を実施する	153,000	81
1999	ガイドライン完成(8月) ガイドラインによる措置検討開始	196,000	81
2000	特別措置実施件数：国内11件、海外23件、合計34件	235,000	88
2001	特別措置実施件数：国内17件、海外26件、合計43件	270,000	89

表2 障害者受験特別措置案件数

分類	視覚障害			聴覚障害			運動障害			学習障害、その他			合計		
	国内	海外	小計	国内	海外	小計	国内	海外	小計	国内	海外	小計	国内	海外	合計
1994	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1
1995	2	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	1	3
1996	3	2	5	2	1	3	0	1	1	0	1	1	5	5	10
1997	2	4	6	2	2	4	0	1	1	0	0	0	4	7	11
1998	11	13	24	0	0	0	0	2	2	0	0	0	11	15	26
1999	8	11	19	1	1	2	2	3	5	0	2	2	11	17	28
2000	7	19	26	3	2	5	1	2	3	0	0	0	11	23	34

2. 受験特別措置対応ガイドライン

2.1 ガイドライン策定準備

ガイドライン策定にあたっては、受験特別措置検討部会の委員を中心に日本語教育機関、語学テスト実施団体、大学入試センターなど様々な機関や専門家に対し、障害者の受験やその対応、実施状況などの照会を重ね⁽⁶⁾、それらを参考にしつつ、事務局である国際交流基金で原案を作成し、同部会に諮ったうえでガイドラインの文案を固めた。その際、障害者受験者から寄せられる様々な要望に柔軟に対応していけるよう、当初からできるだけ緩やかな枠組みのものとするのを念頭においた。

1999年8月に完成した受験特別措置対応ガイドライン（以下ガイドライン）は、文字通り基本事項を謳った「基本方針」と、具体的な手続きを示した「申請の手引き」の2部構成になっている⁽⁷⁾。1999年からの特別措置は、すべてこのガイドラインに基づいて検討することとなった。

2.2 ガイドライン策定上の問題点

2.2.1 受験者の状況をどのように判断するか

受験者に対して適切な対応を行ううえで、障害の種類や程度をどのように判断して措置を講じるのか、ということが一つの焦点であった。海外においては、国や地域によって身体等障害者に関する法制度、行政制度、教育制度、社会的関心度がかかなり異なる。このため、たとえば身体障害者手帳等の制度がない国の受験者が特別措置を希望するには、その障害の程度を把握する目的から、診断書の提出を求めたこともあった。しかし、その入手が困難であったり、あるいは経済的に大きな負担を伴う場合、また受験のつど受診するということは、障害者の状況によっては身体的、心理的な負担となることもあり、それを理由に受験を躊躇することも懸念された。また診断書の入手が比較的容易であったとしても、あるいは身体障害者手帳等の制度が整備されている国においても、身体等障害者の障害の程度は国によって記述の仕方が異なることから、仮に診断書や障害者手帳等のコピーが提出されたとしても、それが実際どの程度の障害であるのか判断に迷う場合が多かった。

このような状況を考慮し、日本語能力試験の受験特別措置においては「ガイドライン」の策定後、手続きはできるだけ簡素化し、個々の受験者が所属校で適用されている特別措置があれば、それに相当する措置を講じることで、現実的かつ一貫した対応となるよう心掛けた。結論として、受験者からの特別措置に係る要望の信頼性については、診断書や身体障害者手帳等の記載事項よりも、当該受験者と普段接している日本語教育指導者やケースワーカー等からのサポートレーターに基づいて判断することとした。

2.2.2 具体的な措置と平等性

受験特別措置については、障害の種類および程度により、おおまかなガイドラインは策定するが、受験者の状況は個人差が大きく、最終的な措置内容については個別の情報を得て、専門家の助言を下に対応するのが最適と判断した。したがって同じ障害を持つものであっても、具体的な措置内容が異なることも生じる。この場合受験者に対しては結果の平等というよりも、機会の平等という立場をとることとした（表3 ガイドラインに沿った特別措置）。

表3 ガイドラインに沿った特別措置

障害別項目		基本的な措置項目
		①問題用紙②問題一部免除③時間④転記補助⑤別室受験⑥補助用品⑦その他
視覚障害	全盲	①点字問題 ②聴解一部免除 ③時間延長（1.5倍） ⑤別室受験
	弱視等	①問題用紙拡大（A4⇒A3） ③時間延長（1.5倍） ④転記補助 ⑤別室受験 ⑥個人用机上ライト使用
聴覚障害	全失聴	②聴解免除
	難聴等	⑤別室受験 ⑥ヘッドフォン使用
	難聴（軽度）	⑦録音機付近に座席を配置
運動障害	肢体不自由	③時間延長（1.5倍） ④転記補助 ⑤別室受験
	肢体不自由（重度）	③時間延長（1.5倍） ④口頭による解答⇒代筆者による転記 ⑤別室受験
学習障害	注意欠陥障害等	③時間延長（1.5倍） ⑤別室受験

3 障害別特別措置対応について

3.1 視覚障害

3.1.1 全盲

受験者は日本点字が読めることが受験の条件となる。受験希望者に「受験上の注意」と、点訳および点字解答についての注意事項をまとめた「解答上の注意」を受験希望者に配布する。受験科目は「文字・語彙」、「聴解」、「読解・文法」の3類だが、聴解問題の中には絵を見ながら答えるものがあり、それらは免除になる。点字問題の読み取りや点字による解答は時間を要するので、1.5倍に試験時間を延長する。また原則として別室受験とする。

3.1.2 弱視等

弱視等の受験者の場合、視力の状況によって問題用紙拡大倍率の度合いや、個人用机上ライトの要不要など必要な措置が異なるので、事前に各受験者がどのような措置を希望するかについて、実施機関を通じて確認しなければならない。通常は試験問題用紙をA4⇒A3に拡大す

ることで対応しているが、それ以上の倍率で対応する場合もある。解答方法については、マークシート用紙への記入が困難な場合、問題用紙の選択肢にペン等の筆記具で印をつけ、試験終了後、補助者によって正規の解答用紙であるマークシート用紙に転記する。また絵を見て答える聴解問題や、読解の図形問題は免除することもある。

3.2 聴覚障害

3.2.1 全失聴者

全失聴者の聴解試験については当初いくつかの方法が試みられたが、紆余曲折を経て、現在では聴解試験を免除する方法をとっている。以下、その経緯を概略する。

はじめに採られた方法は「読話」である。これは話者の口の動きを視覚によって読み取る方法で、スピーチ・リーディングとも呼ばれる。1995年にオーストラリアの全失聴者から「読話」の特別措置が希望された時は、初めてのケースでもあったので、当該受験者が所属校で普段受けていると同様の特別措置を講じることとし、現地の日本人日本語教師が受験者の前で聴解試験のスクリプトを読み上げる方法をとった。1997年の場合は、現地の日本語教師が音読している様子をあらかじめビデオで撮影しておき、受験者はそのビデオを見ながら受験する方法をとったが、残念ながらどちらもあまり効を奏さなかった。専門家によると、読話における集中力の限界は通常10～15分で、それを超えると極端に理解度が落ちるとのことである。また「読話」といっても唇の動きだけではなく、実際には顔の表情や喉仏の動きなど、話し手が発する様々な情報を読み取ってコミュニケーションをとる方法であり、試験の場面では必ずしも適さないとのことであった。

次に検討されたのは手話による受験である。しかし手話は統一的なものではなく、日本手話の場合もいくつかの「方言」があるという⁽⁸⁾。また「手話は音声言語とは異なる独自の文法と語彙の体系をもつ言語です。音声言語に対応した手話単語を単に並べたものではありません(日本手話学会、2001)」という立場もあり、現在、全失聴者に対しては「聴解試験の免除」で対応している。今後モニター画面に日本語の「字幕」を出すことも可能性として考えられるだろうが、聴解能力とは何か、全失聴者にとってのコミュニケーション能力とは何か、彼らにとって「聴解能力」と「読解能力」とは何が違うのか、という視点からも検討されなければならない課題である。

3.2.2 難聴等

難聴等の受験者の場合、補聴器の持込許可、ヘッドフォン使用、聴解テープの音量調節、受験会場に関する配慮など、措置の内容は受験者によって適切性の範囲が異なる。また個別対応が必要な場合は別室受験となる。

3.3 運動障害等

受験者は病弱、脳性麻痺、筋ジストロフィー症などによる肢体不自由、運動障害を持つ者で、別室受験、介添人の同席許可、転記補助、試験時間延長、休憩時間延長などの措置で対応しているが、具体的にどの措置を講じるかは、当該受験者の障害の内容および程度を基に判断している。

3.4 学習障害等

学習障害⁽⁹⁾とは、「基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの（1999年、文部省、現文部科学省、「学習障害の報告」）」であり、最も典型的な症例として、注意欠陥他動性障害（ADHD: Attention Deficit Hyperactive Disorder）や、視覚障害を伴った難読症（Dyslexia、失読症、読字障害ともいう）などがある。過去の受験者の場合、障害者教育の専門家に相談のうえ別室受験、介添人の同席許可、転記補助、試験時間延長、休憩時間延長などで対応している。

4. 受験特別措置希望受験者の増加と海外受験者の特色

表2に見られるように、海外において特別措置を希望する受験者は年々増加している。この背景には日本語能力試験が身体等に障害を持つ受験者に対しても、柔軟に対応していることが広く知られるようになってきた点が考えられる。

またそれに伴い、①過去に合格した受験者が次年度以降、より高い級を受験していること、②過去に不合格であった受験者が次年度以降に再受験していることなど、継続的な学習者が増加してきていることも受験者データより確認できる。

さらに大きな要因として、海外で日本語を学ぶ障害者そのものの数が増えているのではないかと考えることができる。海外の日本語学習者は、その属性の多様化が言われるようになって久しいが、身体的状況に関する多様化は従来あまり指摘されることがなかった。日本語能力試験の受験者を見る限り、海外で日本語を学ぶ身体等障害者の障害の種類、および程度も多様化していると言うことができる。

一方、障害者受験者を国内と海外に分けて、その級別分布を見てみると、国内は1、2級の上位級に集中しているのに対し（1998年～2000年で1級37名、2級11名、3級2名、4級0名）、海外の場合は4級から1級までの各級に分散している（表4 海外での級別障害者特別措置実施数）。これは、一般受験者とも一致する傾向であるが、障害者受験者の場合も同様に、国内受験では日本の高等教育機関への進学を目的に日本語能力試験を受験している場合が多いことに起因すると推測できる。一方、海外の障害者受験者の場合は、受験目的が必ずしも一様で

はない。中には日本の学校への留学をめざして日本語能力試験を受験する者もいるだろうが、受験者は3、4級の下位級が多いこと、数年かけてより上位級をめざす者もいることなどを考え合わせると、そこには日本語学習を自己の可能性を切り開く分野として捉えている者も存在することがうかがえる。

もしそうだとすれば、「障害者の日本語能力試験への参加」という現象は、障害者に対する受験機会の提供という社会的意味や、学習者の多様化という位相だけで捉えられるものではない。なぜ障害者である学習者が日本語学習に取り組むのか、しかも日本語環境が存在しない海外で、なぜ日本語を学習するのかということについての再考を促すものでもある。また、この現象は試験によって日本語能力を認定されることが、彼ら日本語学習者個人にとってどのような意味をもつのかということ、学習や学習権といった文脈において捉えなおすことへの示唆を与え、かつ強く促すものであるといえよう。

さらに日本語能力試験だけでなく、そこから広く日本語教育全体の中で外国語である日本語を学んでいる、あるいは学ぼうとしている学習者を考えるための問題を提起しているとも考えることも可能ではないだろうか。

表 4 海外の級別障害者特別措置実施数

級	1級				2級				3級				4級				合計				総合計 (人)
	視覚	聴覚	運動	その他	視覚	聴覚	運動	その他	視覚	聴覚	運動	その他	視覚	聴覚	運動	その他	視覚	聴覚	運動	その他	
1997	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	1	1	0	4
1998	2	1	1	0	2	0	1	0	3	0	0	0	4	0	0	0	11	1	2	0	14
1999	0	0	0	1	1	0	1	0	5	0	1	1	5	1	1	0	11	1	3	2	17
2000	2	1	1	0	3	0	0	0	8	0	1	0	6	0	0	0	19	1	2	0	22
2001	5	3	3	0	3	0	0	0	7	0	3	0	3	0	0	0	18	3	6	0	27
合計	10	5	5	1	9	1	2	0	24	0	5	1	18	1	2	0	61	7	14	2	84
総合計	21				12				30				21				84				

5. 今後の課題

受験特別措置対応を希望する障害者受験者が多様化する中で、どこまで個別に対応できるかという問題については、今後も引き続き各実施機関との協議が必要であろう。

また現在それによる受験を認めている「点字」や、現在は実施していないが、聴覚障害者の受験で常に話題に上る「手話」、「読話」、「字幕」によるコミュニケーション能力を、日本語能力試験が測定すべき「日本語能力」のどこに位置づけるべきなのか、という問題も捉えなおさなければならない。その点に関しては日本語教育だけではなく、日本における障害者の英語教育（新井 1997、青木 1997、松藤 1995,1996、1999、2001）、また大学等における学習障害を持つ留学生への対策（坂根、2000,2001）の方面からも示唆を得られるであろう。

一方、海外で障害者が日本語を学ぶ目的やニーズはどこにあるのかという点を明らかにするためには、海外の障害者教育機関⁽¹⁰⁾などを中心に、さらに包括的な調査が必要であると考えらる。

〔注〕

- (1) 1985年3月29日、パリで行われた第4回ユネスコ国際成人教育会議において、「ユネスコ学習権宣言」が採択された。そこでは学習権が人間の生存にとって不可欠なものであり、人類すべてにとって普遍的、基本的な権利であることが主張されている。
- (2) 詳細については財団法人日本国際教育協会、国際交流基金『日本語能力試験結果の概要 2001年度版（2000年度試験結果の分析）』を参照のこと
- (3) 唇の動きなどを読み取る方法は、読話のほかにも口話、読唇術ともよばれる。
- (4) 聴覚障害者の外国語学習や試験についての聴解能力については、日本人の英語教育でもコミュニケーション能力の問題として論じられている（都築、他 1994、朝日新聞夕刊 2000年11月9日付け記事）
- (5) 本文中の表2～表4は、財団法人日本国際教育協会、国際交流基金『日本語能力試験結果の概要』1997年度版～2001年度版によって作成した。
- (6) 他試験、団体として、大学入試センター、日本英語検定協会、国際ビジネスコミュニケーション協会（TOEIC実施団体）、国際教育交換協議会（TOEFL実施団体）等に照会した。
- (7) 受験特別措置対応ガイドラインを構成する二部の英文名称は『ガイドライン＝Policy Statement』と『申請の手引き＝Guidelines』となっている。原案策定は原秀樹職員、和田晃子日本語教育専門員が担当した。
- (8) 手話は世界共通ではなく、国内でも地域によって異なり、コードスイッチングなど社会言語学的現象を生じる言語であるという（日本手話学会ホームページより）。
- (9) 学習障害という言葉は医学用語ではなく、教育的な用語であり、その概念や解釈は国や州によって異なる。そのためカリキュラムや教授法の変更など、学習障害者のニーズに対する教育現場の対応も異なっている。日本で学習障害という用語が示されたのは、1992年文部省（現、文部科学省）により開かれた「学習障害の会議」からで、その報告書は1999年にまとめられ、そこに「学習障害児、注意欠陥／多動性障害（ADHD）児、高機能自閉症児等への教育的対応」という項目が設けられている（柘植、2002）。また、石川ら（2000）は、学習障害を単に教室場面での学力の不調という捉え方に留まらず、成人の問題として（鈴江、2000）、また社会的能力の視点からなど（森永、2000）、様々な角度からこの現象を取り上げている。
- (10) たとえば、中国のある盲学校では、毎年20名近くの受験者を出している。

〔参考文献〕

- 財団法人 日本国際教育協会、国際交流基金『日本語能力試験結果の概要』1997年度版
財団法人 日本国際教育協会、国際交流基金『日本語能力試験結果の概要』1998年度版
財団法人 日本国際教育協会、国際交流基金『日本語能力試験結果の概要』1999年度版
財団法人 日本国際教育協会、国際交流基金『日本語能力試験結果の概要』2000年度版
財団法人 日本国際教育協会、国際交流基金『日本語能力試験結果の概要』2001年度版
財団法人 日本国際教育協会、国際交流基金『日本語能力試験の概要 2001年度版（2000年度試験結果の分析）』2002
- 青木和子（1997）「視覚障害者の英語学力と速読—現状分析を中心とした問題提起—」『筑波技術短期大学テクレポ—』No.4
- 石川 元他（2000）「座談会 / なぜ今 LD か—イジメ・不登校・社会不—適応に隠れて—」『現代のエスプリ』398、LD（学習障害）の臨床—その背景と実際—、至文堂
- 新井孝昭（1997）「聾教育におけるコミュニケーションを考える—アメリカ研修旅行を通して—」、『筑波技術短期大学テクレポ—』No.4
- 坂根容子（2000）「留学生教育における学習障害者への取り組み」『関西外国語大学留学生別科日本語教育論集』10号
（2001）「学習障害（LD）を持つ留学生の受け入れと支援」『日本語教育学会春季大会発表予稿集』
- 鈴江 毅（2000）「成人のLD」、『現代のエスプリ』398、LD（学習障害）の臨床—その背景と実際—、至文堂
- 柘植雅義（2002）『学習障害（LD）』中公新書、中央公論社
- 都築繁幸、土谷道子、ディーリ・ジョーンズ（1994）「筑波技術短期大学聴覚部における英語教育の実際」『筑波技術短期大学テクレポ—』No.1
- 松藤みどり（1995）「英語リスニング試験に関する—考察」『筑波技術短期大学テクレポ—』No.2
（1996）「英検聴覚障害者特別措置を獲得するまで」『筑波技術短期大学テクレポ—』No.3
（1999）「英語聴解問題における聴覚障害者に対する措置 その1：公立高等学校入学試験の場合」『筑波技術短期大学テクレポ—』No.6
（2001）「英検聴解問題における聴覚障害者に対する措置その2 実用英語技能検定の場合」『筑波技術短期大学テクレポ—』No.8、
- 森永良子（2000）「LD（学習障害）のサブタイプについて—社会的不—適応を起こしやすい子ども達—」『現代のエスプリ LD（学習障害）の臨床—その背景と実際—』、至文堂

朝日新聞 夕刊（大阪版）2000年11月9日（木）「HPで改善アピール、英検の聞き取り、聴覚障害者に配慮を」

日本手話学会(2001)「手話の基礎知識」URL < <http://www.jasl.jp/info/singnlanguage.htm> >、

接続日：2002年9月5日

障害者支援学術情報システム、URL < <http://www.tsukuba-tech.ac.jp> >、接続日：2002年9月5日

受験特別措置ガイドライン

1. 身体等に障害のある志願者が、通常の受験方法によっては受験が困難な場合には、受験のための特別措置を行う。
2. 特別措置の範囲については、個々の事例に柔軟に対応することを原則とする。
3. 具体的な特別措置については、専門家からなる受験特別措置検討部会の提案に基づき試験実施者が決定する。
4. 検討部会では、原則として受験者本人からの申し出並びに当該志願者が過去に経験した受験方法を尊重し、具体的な特別措置について試験実施者に提案する。
5. 検討部会の提案を受けた後、試験実施者は受験者本人または代理人に確認の上、具体的な特別措置について決定する。
6. 原則として試験結果通知においては特別措置について記載しない。ただし、志願者が求めた場合はこの限りではない。

以上

日本語能力試験 受験特別措置申請について（海外受験者用）

国際交流基金

関西国際センター試験課

日本語能力試験（海外実施）においては、身体等に障害のある受験者に対し、特別措置を行います。特別措置は、以下の手順に従い、それぞれの障害の種類・程度に応じて決定されます。特別措置を希望する受験者は、この「受験特別措置申請について」をよく読んでください。

1. 出願について

受験特別措置希望者またはその代理人は、受験希望地の試験実施機関に対し、願書と共に次の書類を提出してください。

- (1) 受験特別措置希望者本人またはその代理人からの申請書（特に体裁は問いませんが、以下の内容が記載されている必要があります）
 - イ. 受験特別措置希望者の障害の種類と程度に関する説明
 - ロ. 今回希望する特別措置の内容（例えば試験問題を何%拡大して欲しい等できるだけ具体的に記入してください）
 - ハ. これまでに本試験、学校などの入学試験・定期試験、資格試験などの各種試験で、受験特別措置希望者が実際に受けた特別措置の内容
- (2) これまでに今回申請する特別措置を受けたことがない場合、または、これまでに受けた特

別措置の内容と異なった措置が必要となる場合は、受験特別措置希望者の障害及び希望措置に関する補足説明が必要となりますので、上記(1)の書類に加え、現在のまたは所属した教育機関等の教師など受験特別措置希望者の関係者、または医師、ケースワーカーなど専門家からの文書を添付して下さい。書類の体裁は問いませんが、以下の内容が記載されている必要があります。

1. 受験特別措置希望者の障害の種類と程度の記載の適切性に関する説明

ロ. 今回希望している特別措置の必要性に関する説明

*注：(2)が入手困難な方は、その理由を記載した文書を受験希望地の試験実施機関に提出して下さい。

2. 特別措置決定までのプロセス

- (1) 試験実施者は専門家からなる「受験特別措置検討部会」の委員と協議し、上記1.の提出書類をもとに特別措置の内容を決定します。
- (2) 提出された書類では情報が不十分な場合は、受験特別措置希望者本人またはその代理人に対し、質問票などにより追加情報を求めることがあります。
- (3) 特別措置の内容に関する最終的な決定は、11月中旬までに受験希望者またはその代理人に書面等で通知します。
- (4) 受験特別措置希望者本人またはその代理人と、試験実施者との連絡は、全て受験希望地の試験実施機関を通して行われます。

3. 特別措置の内容について

(1) 実施可能な特別措置の具体例は以下の通りです。

- イ. 特別形式の問題による受験（点字問題、拡大文字問題、聴覚障害者用問題等）
- ロ. 特別な解答方法による受験（点字による解答、解答用紙の拡大、代筆者による解答の転記等）
- ハ. 試験時間の延長
- ニ. 別室での受験
- ホ. 補助器具の持参使用（拡大鏡、補聴器等）
- ヘ. ヘッドフォンの使用

(2) 上記はあくまで例であり、試験実施者が適当と認めた場合は、これ以外の特別措置についても実施する可能性があります。ただし、現地試験実施機関及び実施会場の制約等により対応できない場合があります。

4. 結果の通知について

結果通知には、受験者が特に希望する場合を除き特別措置に関する記載をしません（「聴解」試験免除を除く）。

以上

Policy Statement For Testing Individuals With Special Needs

1. In cases where applicants find the standard test-taking procedures difficult due to a disability, non-standard testing arrangements are made to accommodate their special needs.
2. As a general rule, the extent and type of arrangements to be made will be decided on an individual basis.
3. The specific measures that will be taken will be decided by the JLPT executive office and will be based on the recommendation of the Committee for Testing Accommodations (CTA) which consists of experts in language testing and special education.
4. As a general rule, the CTA will give serious consideration to the applicant's request and any examination procedures that have been experienced by the applicant in the past. The specific arrangements will then be proposed to the executive office.
5. After receiving the proposal of the CTA, the executive office will then consult with either the applicant or his/her representative and then make a final decision on the specific arrangements to be made.
6. As a general rule, these non-standard arrangements will not be recorded in the official notification of the test results. However, there is no restriction against them being reported upon the request of the applicant.

Japanese Language Proficiency Test

Guidelines to Apply for Non-standard Testing Arrangements for People with Disabilities (for overseas candidates)

Test Division
Japanese-language Institute, Kansai
The Japan Foundation

In cases where applicants find the standard test-taking procedures difficult due to a disability, non-standard testing arrangements are made to accommodate their special needs. The extent and type of arrangements to be made will be decided on an individual basis. Please read the following guidelines carefully before you make an application.

1. About the Application

In any case where you require non-standard arrangements for taking the test, please present a written request, along with the documents listed below, to the organization conducting the examination at your desired test site – hereinafter called a 'host institution.'

(1) Documents required from the applicant or his/her representative

Note: although the form of the documents does not matter, please be sure to include the following information

- a) explain the type and extent of the applicant's disability
- b) provide the specific content of the arrangements that you are requesting (for example, please write that you would like to have the test questions magnified by some exact percentage)
- c) explain what special measures were actually taken for previous tests such as those at school and other formal examinations including JLPT

(2) In any case where until now the applicant has not been granted similar arrangements from the JLPT executive office, it is necessary to provide supplementary documents from relevant parties (such as instructor/teacher at the educational institutions the applicant is presently or previously affiliated with) or specialists (doctor or case worker)

Note: although the form of the documents does not matter, please be sure to include the following information

- a) provide testimony of the type and extent of the applicant's disability
- b) provide a supplementary explanation of the necessity for the special arrangements that the appli

cant is requesting

* Note: If it is too difficult to obtain (2), please present documents that explain the reason for this to the host institution.

2. Decision-Making Process

- (1) The executive office will decide the content of the non-standard arrangements to be made based on the materials that are presented by the applicant (discussed above) and in consultation with the Committee for Testing Accommodations (CTA), which is made up of experts in language testing and special education.
- (2) If the information presented by the applicant is insufficient for the executive office to make a decision, the executive office may request additional information from the applicant or his/her representative.
- (3) The executive office will notify the applicant or his/her representative of the final decision about the content of the arrangements in writing by mid-November.
- (4) Communication between applicants (or their representatives) and the executive office will always occur through host institutions.

3. The Content of the Special Arrangements

- (1) Specific examples of possible special arrangements that may be made are described below.
 - a) taking the test with questions in a special format (in Braille, with magnified characters, questions designed for people with a hearing disability, and etc.)
 - b) taking the test with a special answer procedure (answers in Braille, magnified answer sheets, the use of a writer to record answers, and etc.)
 - c) extending the testing time
 - d) taking the test in a separate room
 - e) using a self-provided supplementary tool (magnifying glass, hearing aid, and etc.)
 - f) using a headphone
- (2) Although the examples given above are intended to cover as many situations as possible, other arrangements might be available within the capacity of the local host institution if the executive office deems them appropriate.

4. Notification of Results

The non-standard arrangements (except exemption of Listening Section) will be reported on the notification of test results only at the specific request of the test taker.

